

(電子メール施行)
高第 1438号
感第 1278号
令和4年7月21日

各高齢者福祉施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長
兵庫県保健医療部感染症対策課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の強化について(通知)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県の新型コロナウイルスの新規感染者数は再び増加傾向にあり、高齢者施設等では依然として多くのクラスターが発生しています。

こうした状況を踏まえ、7月15日に開催した県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、高齢者施設等に関する今後の対応について、下記の方針が示されたところです。

これらの点にご留意の上、対策の強化に迅速に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 感染拡大防止対策の徹底

- 職員に対して、発熱だけではなく、咳、のどの痛み等、少しでも体調に異変がある場合に出勤しないことを徹底いただくとともに、①不織布マスクの着用や手洗い等の基本的な感染対策の徹底、②マスクなしでの会話をはじめ感染リスクの高い行動の回避等を通じ、感染対策を徹底すること。
- 感染が発生した施設等で共通して見られた感染拡大につながる行為等に関し、動画(参考1)やポスター(参考2)を活用した研修の実施、「チェックリスト」(参考3)、「感染対策の手引き」(参考4)の活用等により、普段は見落とされがちであるが気を付けるべき内容や必要な取組を改めて確認すること。
- 効果的な換気(2方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等)について、国新型コロナウイルス感染症対策分科会において提言されていることも踏まえ(参考5)、必要な取組を実施すること。

【参考1】 兵庫県看護協会作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」

<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>

【参考2】 新型コロナウイルス感染症感染予防ポスター

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai01_2.pdf

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai02.pdf>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai03.pdf>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai04_1.pdf

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai05.pdf>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/keisai06.pdf>

※掲載場所（県 HP）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

【参考3】 チェックリスト

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/betsuten4.pdf>

※掲載場所（県 HP）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

【参考4】 介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

※掲載場所（国 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【参考5】 感染拡大防止のための効果的な換気（R4. 7. 14 国新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

※掲載場所（国 HP）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin.html>

- 面会については、面会者からの感染を防ぐことと利用者及び家族の QOL の両面を考慮することとし、具体的には地域における感染の拡大状況、面会者及び利用者の体調、検査結果等も踏まえ、オンライン面会などの対応を検討すること。
- 直接面会を実施する場合、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

【参考】 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（令和3年11月24日付け国事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000858061.pdf>

2 各施設等の従事者に対する集中的検査

- 入所系施設及び通所系施設における感染者の早期発見のため、従事者に対する任意の検査（全額県が負担）を積極的に受検すること。
- ※ オミクロン株の特性を踏まえ、6月27日より検査頻度を見直し（月2回程度→月4回程度）、抗原検査キットを活用した迅速かつ柔軟な方法により実施している。申込方法などの詳細は、下記県ホームページを参照のこと。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa2.html>

3 新型コロナウイルスの治療薬への対応

- 新型コロナの治療薬のうち経口治療薬(「モルヌピラビル」(販売名:ラゲブリオ)、「ニルマトレルビル・リトナビル」(販売名:パキロビッドパック)については、オミクロン株においても感染者に対する治療に有効なものである。しかし、これらの治療薬は一般流通が行われず国が所有し、配分は「登録センター」に登録した医療機関に限り行われることとなっている。
- 施設等の利用者で感染者が発生した際、配置医師や協力医療機関において、速やかにこれらの治療薬を活用できるよう、登録の有無について確認するとともに、未登録の場合は積極的に登録を行っていただくよう依頼すること。

【参考】 県 HP(新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬 (飲み薬) について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/tiryoyaku.html>

4 配置医師、協力医療機関の医師、施設管理者等を対象とした研修会の開催

- 配置医師、協力医療機関の医師、施設の管理者等を対象とした研修会を8月中旬～下旬にオンライン形式により開催予定としているので、積極的に参加すること。

※詳細は別途通知

研修の内容(想定)

- ・ 感染症対策に関する県施策の説明
- ・ 施設における取組等に関する講演など

5 ワクチン4回目接種の早期実施

- 施設等利用者全員の4回目接種時期が到来した後に一斉に接種を行うのではなく、4回目接種時期が到来した利用者ごとに、一定の人数により接種を行うなど、各施設等において接種促進に向けた取組を展開すること。
※ 各市町のワクチン担当課及び高齢者施設等担当課に対しても県から通知を发出

- 今後、施設等の従事者が4回目接種の対象となった場合にも迅速な接種を行うことができるよう、準備を行うこと。

【参考】 令和4年7月15日付け国事務連絡(「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(4回目接種)進捗状況の実態調査の結果及び今後の新型コロナウイルス感染症拡大に備えた高齢者施設等における対応について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000965527.pdf>

本県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail: koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

夏休みに向け、今一度感染防止の徹底をお願いします！

新型コロナの**新規感染者数は再び増加傾向**にあります。

夏休みを迎えるにあたり気を緩めることなく、**ワクチンの積極的な接種**とともに、**帰省やお祭り・レジャー**等を行う際の**基本的な感染防止策の徹底**をお願いします。

暑い日が続きますので、**マスクは、場面に応じて適切に着用**してください。**熱中症予防**のため、**可能な場面ではマスクを外しましょう**。

1 ワクチンの積極的な接種

- ・オミクロン株に対する**感染・発症・入院予防効果**は、2回目接種後、時間の経過とともに低下しますが、**3回目接種により回復が可能**です。若い人も感染すれば**重症化や後遺症のリスク**があるため、できるだけ**早期の3回目接種**をお願いします。
- ・**高齢者や一定の基礎疾患を有する方は**、感染した場合に**重症化しやすい**ことから、**3回目接種から5ヶ月経過後、早期に4回目接種**をお願いします。

2 基本的な感染防止策の徹底

- ・定期的な室内換気、こまめな手洗いや手指消毒、三密（密閉・密集・密接）の回避、適切なマスクの着用など、引き続き**基本的な感染防止策の徹底**をお願いします。特に、高齢者施設や社員寮での集団生活、スポーツの休憩や食事などでは、**マスクなしの会話はやめましょう**。
- ・発熱だけでなく、咳、のどの痛みなど、**少しでも体調に異変がある場合は**、家族を含めて通勤・通学等を控え、**医療機関に電話のうえ受診**してください。また、企業や学校等においては、**休みやすい環境の整備**をお願いします。

3 感染防止策を実施したうえでの帰省やお祭り・レジャー等への参加

- ・**帰省やお祭り・レジャー**等の際は、**感染防止策の徹底**とともに、**積極的なワクチン接種や検査の活用**をお願いします。
- ・暑い時期の**マスク着用は**、**熱中症のリスク**があるため、**可能な場合**（屋内：距離が確保できて会話をしない、屋外：距離が確保できる又は会話をしない）には、**マスクを外しましょう**。